



台風第 19 号 関連情報
災害ごみ（自己搬入）の取り扱いについて



ターゲット 13.1

令和元年 10 月 18 日
郡山市生活環境部
3R 推進課
TEL：924-2181

【10/18 20:00 送信】

事業者の方の災害ごみについて、取り扱いを一部変更します。
(下線の部分が、先にお知らせした内容に追加の部分です。)

◎ 災害ごみの取り扱い

自己搬入

【市民の方】

10月16日（水）より河内クリーンセンターへの自己搬入の受入を開始しました。

自己搬入の際は、センター係員の指示に従ってください。

○ 平日（祝日含む）：午前8時30分から午後4時まで

○ 土・日曜日：午前8時30分から午後5時まで

※ 搬入確認券の事前申し込みは不要ですが、窓口にて氏名等の記入をいただきます。

【事業者の方】

①災害ごみ（漂着したごみを含む）は、市の指定した搬入場所へ自己搬入していただきます。

なお、搬入時期及び場所については、決まり次第お知らせします。

それまでの間は、自社敷地内の安全な場所で保管ください。

②搬入に当たっては、り災証明書（コピー可）または、り災証明申請書のコピーが必要となりますので、ご準備ください。

※ 建築廃材及び処理困難物（危険物、薬品など）については、搬入できません。判断が難しいものについては、3R推進課へご相談ください。

【中央工業団地内の中小企業の方】

災害ごみ（漂着したごみを含む）は、東部スポーツ広場において仮置きを開始します。

○開場時間：午前8時00分から午後5時30分まで

台風19号による浸水被害の影響で、本市のごみ処理2施設のうち、富久山クリーンセンターが稼働停止し、ごみの搬入や処分が出来ない状況となっております。

このため、市内全域の家庭ごみに加えての災害ごみ処理は、現在のごみ処理施設の処理能力を大きく超えているため、ごみ集積所から収集した家庭ごみは、今後、仮置きの必要性がでてきます。

市民の皆様におかれましては、現在のごみ処理の実情をご理解いただき、各家庭において、更なるごみの減量と分別にご協力ください。